

区を被控訴人とする控訴の提起について

1 事件名

非公開決定処分・裁決取消請求控訴事件

2 当事者

控訴人 川崎市民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

令和6年(2024年)3月 4日 東京地方裁判所に訴えの提起

14日 訴状送達

9月10日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

20日 東京高等裁判所に控訴の提起

11月14日 控訴状送達

4 事案の概要

本件は、控訴人が、妻の提出した住民基本台帳事務における支援措置申出書に関する書面について情報公開請求をしたところ、中野区長が非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、及び本件処分に係る審査請求について棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）をしたことから、本件処分及び本件裁決は違法であると主張し、その取消しを求めたものである。

原判決は、本件処分及び本件裁決が違法なものとはいえないとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 中野区長が控訴人に対し行った本件処分を取り消す。

(3) 中野区長が控訴人に対し行った本件裁決を取り消す。

(4) 訴訟費用は第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。

との判決を求める。